



環境報告書 平成29年版

株式会社トーホークリーン

目次

- はじめに
- 1. 会社概要
- 2. 環境基本理念
- 3. 環境管理
 - (1) EMS組織
 - (2) ISO14001認証取得状況
 - (3) 環境目標
 - (4) 環境負荷の概要
 - (5) 低炭素社会への取り組み
 - (6) 水系への排出抑制
 - (7) お客様とのコミュニケーション
 - (8) 社会とのコミュニケーション
 - (9) リサイクルへの取り組み
 - (10) 先進的取り組み

● はじめに

20世紀は目覚ましい経済成長に伴い、地球環境への負荷をもたらし、大気汚染、オゾン層の破壊、温暖化など、地球全体に深刻なダメージをあたえてしまいました。

私達は、自然環境からの恩恵に感謝し、未来の子供達にもこの素晴らしい地球を住みやすい環境として残していくという大切な使命が有ります。

当社は「法の遵守」を基に、廃棄物を「適正処理」出来る様に安全に回収し、再資源化を促進する為の分別・選別に努力と工夫を重ね、環境負荷の継続的な低減を図り、地球環境に貢献できる企業活動をして参ります。

ISO14001：2004の認証を受け、社内の環境マネジメントも毎年、第三者の確認を頂いております。

社会と共生できる企業を目指しております。

2017年4月1日 代表取締役 前川 佑子

気象庁の予報官が豪雨に対して警戒を呼びかける際

「これまでに経験したこのないような大雨」と表現し始めたのはいつ頃からでしょうか？

それは、平成24年でした。

それまでは、降雨量何ミリという表現が普通でしたが、

最近はこのような表現を使うことにより、最大級の警戒を呼びかけています。

当社は、地球温暖化防止にどれだけ貢献できるでしょうか？



1. 会社概要

株式会社トーホークリーン

所在地：東京都渋谷区東四丁目9番18-204号

(1) 沿革

昭和58年	6月7日	株式会社トーホークリーン設立
昭和60年	4月1日	東京都一般廃棄物、産業廃棄物収集運搬業開始
昭和61年	4月1日	千葉県、埼玉県、神奈川県、産業廃棄物収集運搬業開始
昭和63年	4月1日	多摩地区、一般廃棄物収集運搬業開始
平成12年	8月4日	稲城中間処理施設開設
平成17年	4月7日	産廃情報ネットにて情報開示
平成18年	3月7日	エコトライ協定締結
	6月7日	環境局 報告・公表制度にて情報開示
	9月9日	ISO14001認証取得
平成19年	12月	電子マニフェスト対応化
平成20年	10月	フロン回収業開始
平成21年	12月	茨城県 産業廃棄物収集運搬業開始
平成23年	3月	東京都 特別管理産業廃棄物収集運搬業開始
	12月	解体工事業者登録
平成24年	3月	千葉県、埼玉県、神奈川県、特別管理産業廃棄物収集運搬業開始
	7月	古物商許可証登録
平成26年	12月	東京都優良性基準適合認定(産廃エキスパート)

今後もお客様に信頼頂けるよう社員1人ひとりが意識を高め、なおかつ環境保全に根ざした業務に勤めてまいります。

株式会社トーホークリーンで回収された廃棄物・資源物は、当社の中間処理をはじめ、信頼できる外部委託先の施設を経て、適正処理されます。事業者から排出された廃棄物を最大限に資源化いたします。

(2) 事業概要

- 東京23区及び多摩地区の一般廃棄物の収集運搬
- 関東近辺を主体とした産業廃棄物の収集運搬業(保管・積替を含む)
- 産業廃棄物の中間処理業
- 第1種フロン類の回収

(3) 業の許可内容

- 一般廃棄物収集運搬業
- 産業廃棄物収集運搬業
- 産業廃棄物の中間処理業
- 解体業
- フロン回収
- 古物商

(4) 敷地面積

施設 : 496.54m²
駐車場 : 第1駐車場 456.4 m²
第2駐車場 951.0m²

(5) 保有機材

中間処理設備: SW-770型油圧ジャンボプレス機 (処理能力:197.0 T/D)
運搬車両: キャブオーバ 5台
アームロール 6台
パッカー車両 17台
フォークリフト 2台

(6) 従業員数

29名



2. 環境基本理念

環境基本方針

株式会社トーホークリーンは、地球環境保全が私たちの子孫に残せる最大の贈り物という考えを持ち、当社が行う営業・現場作業・管理業務におけるあらゆる活動で、環境の保全に配慮して行動する。

環境方針

- ① 当社の活動が、環境に与える影響を著しい環境側面として捉え、技術的・経済的に可能な範囲で、環境に配慮した方針・目的及び目標を設定する。
- ② 環境保全活動の継続的な改善を図り、環境汚染予防に取り組む。
- ③ 当社の活動に関連する法律・規制、顧客要求、その他要求事項を明確にし、関係者に周知し、順守する。
- ④ 分別作業の精度を上げ、省資源・リサイクル・廃棄物の削減に積極的に取り組む。
- ⑤ 当社は、環境監査を実施し、環境管理の維持向上に努める。
- ⑥ 全社員及び関連する要員への環境教育を実施し、環境方針の理解と意識並びに運用成果の向上を図る。
- ⑦ 環境方針・目的及び目標は、変化している状況及び情報を反映し、定期的に見直す。
- ⑧ 環境に関する社会活動及び広報活動を実施し、社会に貢献する。
- ⑨ 環境保全活動の実施状況は、必要に応じて公開する。

これらを実現するために、社内の全ての部署も行動すること。

この業務方針及び業務目標は、マネジメントレビューのなかで見直す。

マネジメントシステム適用範囲：

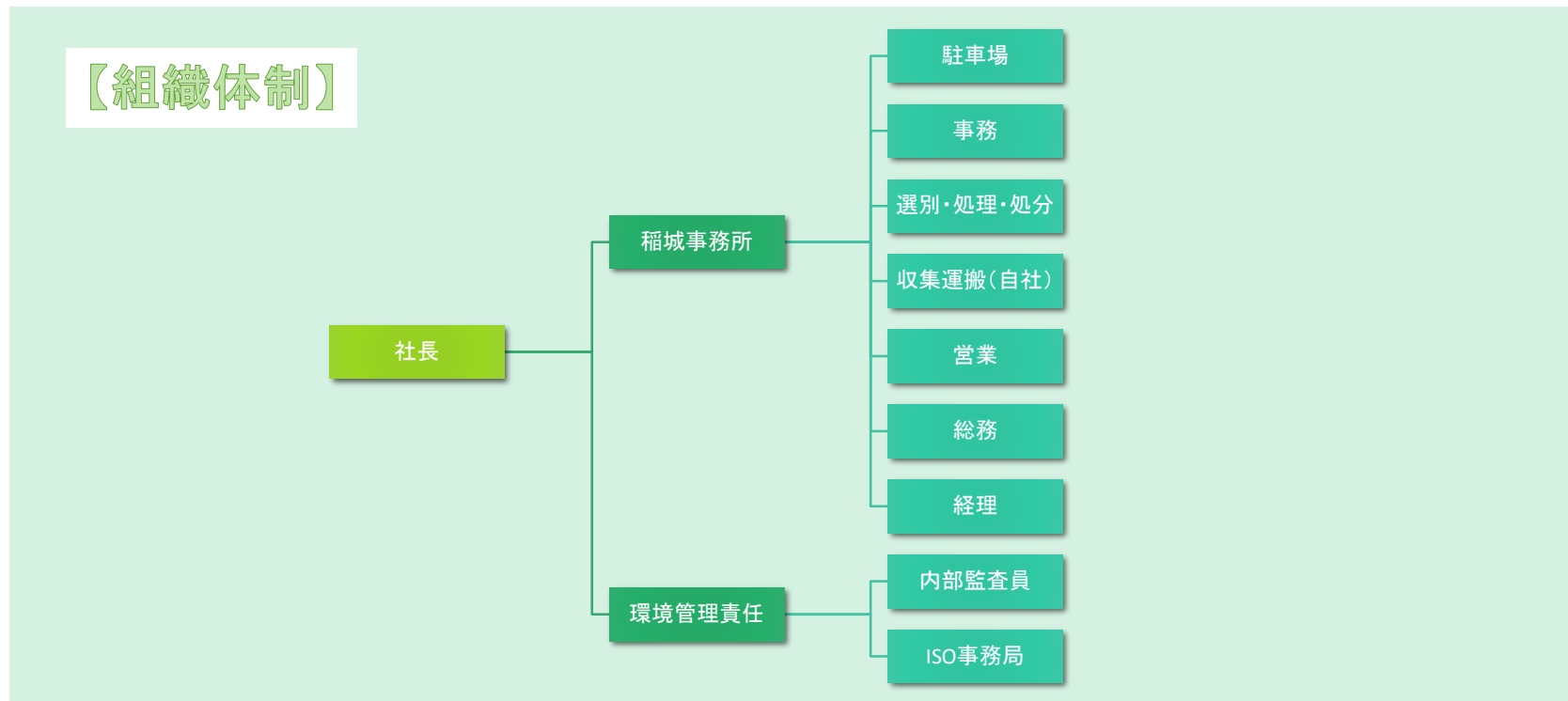
一般廃棄物運搬／産業廃棄物運搬(保管・積替を含む)及び中間処理, 及び東京都内の第一種フロン類回収業

～この環境方針は要望により、利害関係者に配布する。～

2017年5月1日
株式会社トーホークリーン
代表取締役 前川 佑子

3. 環境管理

(1) EMS組織



(2) ISO14001認証取得状況

- 2015年9月、環境マネジメントシステムISO14001:2004が認証され、5年間運用を重ねています。

(3) 環境目標

- 近隣住民から信頼される事業所を確立する。

(4) 環境負荷の概要

	インプット	事業プロセス	アウトプット
電力	38KVA 29,437KW 8KVA 18,436KW	一般廃棄物/収集運搬 産業廃棄物/収集運搬	CO ₂ ガス排出: 軽油由来/422t ガソリン由来/18.5t
車両燃料	軽油 162,650L ガソリン 7,950L	廃プラ/プレス処理 有価物分別	有価物選別: 277t 固形燃料原料: 3380t 焼却対象物: 3t

経年変化:

H24年度からH28年度までの5年間の経年変化について、下記に示す。

H25年度より、車両台数の増加、また、新たに収集運搬業の取得し、営業範囲が広範になったことにより軽油使用料が増加した。

今後の対策:

顧客増加、増車等により、今後も軽油の使用量は増加していくと予想される。今後は、下記の対応により、燃料削減を目指していく。

① 低燃費車両への対応

全車両台数における平成27年度燃費基準達成車の割合は50.0%である。今後は、達成車の占める割合が60%を超えるようにする。

② 燃費向上へ向けて

運搬車両運転者: 「エコドライブ10」への取り組みの徹底。

重機運転: アイドリングストップ

✓ 日常の整備点検 (エンジンオイルの適正管理)

✓ 作業時間の短縮

【軽油使用量の推移】



平成26年度のCO2排出量

456,320 kg-CO2

※ 今後は、過去のデータを整理するとともに、将来の管理目標値を設定していきたいと考えています。

(5) 低炭素社会への取り組み

機材に関わるエネルギーの削減計画

→ 車両更新の中長期計画へ反映している。

業務に関わる電力エネルギーの「再生可能エネルギー」への転換計画

→ 空調を含む事務所系電力の10%を転換する。3年後、20%を目指す。

現状

H27燃料基準達成車両44%

H12基準超低PM排出ガス車両19%

H27基準低NOX、PM排出ガス車両38%

(6) 水系への排出抑制

洗車の効率化を図り、洗車水を削減する

→ 2013年度、温水洗車機材の導入を実施し、洗車用水の削減に取り組み中。

(7) お客様とのコミュニケーション

顧客企業、近隣住民様の事業所訪問を進める。

関連する中間処理施設及び最終処分施設への積極的なご案内実施。

(8) 社会とのコミュニケーション

東京都稲城市ボランティア制度（稲城市公共施設アダプト制度）にエントリー

【アダプト制度】について（稲城市HPより抜粋）

市が管理する道路・水路・公園・緑地などの公共施設を、市民の皆さんが義務的活動ではなく自らの活動と責任で、市と協働で管理する制度として、平成14年8月アダプト制度（稲城市公共施設アダプト制度）がスタートしました。アダプト制度による緑化・美化・清掃活動などを通じて、公共施設への愛護心、地域環境の向上、地域コミュニティの形成が図れると考えています。

従来、公共施設は行政が管理するというシステムでしたが、市民の皆さんが主体となった管理を行うことにより、地域の特性にあった管理や公共施設の有効活用などが可能になります。

活動内容

公共施設の緑化・美化・清掃など
公共施設の破損などの通報、改善提案及び実施など
公共施設の管理に関すること

具体例

公園・緑地内の樹林地管理に伴う副産物の有効利用としての、タケノコ掘り、シイタケ栽培、木・竹細工
公園・緑地内の樹林地管理の一環として、梅などの果実の収穫
花壇の植え込み（花壇材料については、予算の範囲内で支給できる）
植生管理、野生動植物保護

活動に対する支援内容

市は、予算の範囲内で次の支援を行います。

- 緑化・美化・清掃活動に必要な支援
- 緑化資材（花苗はななえ、樹木、レンガ、支柱、移植ゴテなど）、肥料、殺虫剤、散水用ホースなどの配布
- 軍手、ごみ袋、その他清掃用具などの支給または貸与
- 清掃道具（ごみ袋、軍手、ホウキ、ちり取り）などの配布
- 活動に伴うごみ処理に必要な支援
- 活動時に身に付ける腕章の貸与
- 看板の設置
- 傷害保険の加入
- 研修会の開催



(9) リサイクルへの取り組み

NPO法人エコキャップ推進協会への参加

社内にペットボトルキャップの専用ボックスを設置し、社員一同エコキャップの回収に努めています。

エコキャップ推進協会が提唱する「リサイクル活動を通じて環境や貧困をはじめとした世界の課題・地域再生などについて学ぶ機会を提供することを第一義とし、社会の変化に応じてその範囲も広がっていくと考えています。」という意識を大切にしています。



NPO法人エコキャップ推進協会HPより抜粋

活動のきっかけ

エコキャップ推進協会の活動は神奈川県的女子高校生たちの「キャップを捨てるのはもったいない」といったことから始まりました。“ペットボトルのキャップ”を一般ゴミとして捨てるのはもったいない。これを集めて何かできないか？これがキャップを集め始めたきっかけです。

今後の課題

キャップを各地のキャップ送付先に送って頂いたり、神奈川県横浜の本部へ近隣の方々が持ち込んで頂いたり、エコキャップ運動は皆さまが身近に感じていただける運動になりました。しかし、未だに「どこにキャップを送ればいいのか？」といったお問い合わせもたくさんいただいております。これからは<各地域のスムーズな回収体制の改善> <回収拠点の全国整備・拡大> <キャップ運送費の軽減> <企業・団体からの協力> <キャップによる再生品の開発> <再生品生産企業との提携> など各都道府県に回収体制を整備し地域でのリサイクルの促進を考えております。

これら一つ一つ実現に向け、エコキャップを核とした、地域の活性化、地球環境保護、福祉活動の一助になるようこの運動を推進して参ります。

エコキャップ 受領書

2015年4月27日
分類名：会社

株式会社トーホークリーン 御中

ご住所：東京都稲城市東長沼2106-5
マスタビル3階

FAX番号：042-370-3783

NPO法人(内閣府認証)
エコキャップ推進協会
ECOCAP
神奈川県横浜市中央区山下町252
グランパル横浜3階 〒231-0023
TEL：045-900-0294
FAX：045-900-0295
<http://ecocap.or.jp/>

今回受領個数： 26,531 個	累計受領個数： 26,531 個
------------------	------------------

受取日	数量	備考
2015/04/09	61.7 Kg	

ご提供いただいたエコキャップは再生プラスチック原料として換金し、医療支援・ワクチン支援や障がい者支援、子どもたちへの環境教育等、様々な社会貢献活動にあてられています。ご協力ありがとうございます。皆様のご厚意を大切に致します。

累計のエコキャップをゴミとして焼却した場合のCO2発生量 ⇒ 194.4 Kg
※キャップ1kgで約3,150gのCO2が発生します
 累計のエコキャップをワクチンに換算すると ⇒ ポリオワクチンの場合 30.9人分
BCGの場合 88.1人分

※キャップをすべてワクチン代に換算すると、上記の人数分に相当します。

平成19年12月～25年8月	計 1 2 4 , 6 0 3 , 9 0 2 円
NPO法人 世界の子どもにワクチンを 日本委員会(JCV)へ寄付いたしました。	
平成19年 8月～26年8月	計 3 4 , 4 4 1 , 1 6 4 円
各地の障がい者施設等を対象として、雇用創出・自立支援活動を実施いたしました。	
平成19年 8月～26年8月	計 1 5 , 9 5 2 , 9 6 7 円
全国の学校等を対象として、環境教育・啓発活動を実施いたしました。	
平成23年5月～23年9月	計 4 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円
東日本大震災被災県へ、義援金として寄付いたしました。	

※皆様の受領個数は当協会HPの「キャップ回収実績」に、掲載させていただきます

エコキャップ推進協会のアドレスが2013年1月28日より変更になりました。
 新しいアドレスは <http://www.ecocap.or.jp> です。
 お気に入りの登録変更をお願い致します。

(10) 先進的取り組み

私達はこれまで焼却施設の建設に努力をしてきましたが、最近、バイオマス（主に木くず）を利用した発電技術があることを知りました。

✓ バイオマス発電を大別すると次の二つになります。

① 直接燃焼バイオマス発電

火力発電と同じ理屈で、

- ①木くずを燃焼し
- ②その熱で高温の蒸気を発生させ
- ③そのエネルギーでタービンを回転し発電をする

② ガス化バイオマス発電

水性ガス発電はガス化発電の一種
水性ガス反応を利用する

- ①木くずを高温（1200℃前後）で炭化し
- ②この炭と水蒸気を反応させ水性ガスを発生させる
- ③水性ガス中の水素と空気とで水素ガスエンジンを駆動させ発電をする。
(理屈は水素自動車と同じ)

✓ 当社がいま注目しているのは、高濃度の水素を含有する水性ガス反応を利用するガス発電です。

この方式の特徴は、メーカーの説明では次の二つだといわれています。

①炭素純度80%以上の炭が作れる。

温度が低い状態で炭化すると、炭以外に木酢液や木タールが生成されてしまい、配管等の閉塞の原因となる。

これを解決するために燃焼温度を1200℃にしています。

1200℃を維持するために、耐熱鋼を用いた蓄熱体を設けることにより、約1000℃前後の温度を維持し、常時供給する木くずの燃焼により温度を上げ1200℃前後の温度管理が可能になりました。

②水素含有率60%程度の水性ガスを発生させることができる。

なぜ、水素濃度が50～60%になるのか。

水素濃度は、熱分解ガス化装置の炭と水蒸気が接触・混合する部分の温度に支配されます。

したがって、この部分の温度をむらなく安定にする必要が有ります。

この方式では、蓄熱体を設けることと、炭化炉の高温の排ガスを供給することにより実現しています。

これからは、水素の時代だといわれています。

そんな中、木くずを利用して水素を発生させ、発電をするということは、時代の要請にかなうものだと考えます。

東京都は「水素社会の実現に向けた東京戦略会議」を設置し、水素エネルギーの開発を進めています。

当社としては、今後、水性ガスを利用した事業に、少しでもかかわっていただけると考えています。